

平 27 福個答申第 4 号
平成 27 年 5 月 18 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(東区保健福祉センター子育て支援課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 10 日付け東区子第 955-1 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 79 号

「東区役所子育て支援課職員からの電話連絡について、発言の根拠となる書類」の
非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「東区役所子育て支援課職員からの電話連絡について、発言の根拠となる書類に記載された保有個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、実施機関が保有していないことを理由になお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成 26 年 1 月 17 日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 26 年 1 月 8 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「平成〇年〇月〇日（金）、東区役所子育て支援課こども家庭福祉係の職員からの T E L 連絡について I 同日 09 : 51 着信にて『平成〇年〇月末日に、児童扶養手当の受給が 5 年経過している旨』の件 II 同日 10 : 46 着信にて『平成〇年〇月末日に、児童扶養手当の受給要件が 7 年を経過している旨』の件 I, II について、この発言の根拠となる書類（I, II 各々に確認できるもの）」（表現を一部補正）

② 平成 26 年 1 月 17 日、実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 26 年 2 月 12 日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び反論意見書によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

① 実施機関が、実際に個々の対象者（一市民）に対して、児童扶養手当を支給している期間の明確な支出状況を担当職員が全く把握していないことが根本の問題である。

② 平成〇年〇月〇日まで、実施機関は、異議申立人に指摘されるまで受給 5 年経過と誤って認識しており、異議申立人がその際に実施機関が 5 年間支給している根拠となるデータについて尋ねても、返答されなかった。

- ③ 当該担当者は「児童扶養手当申請に必要な書類」についても、手当申請に係る健康保険の加入状況を異議申立人が何回説明しても理解しないなど、基本的なことすら理解できていなかった。
- ④ 実施機関が一市民に支給している手当の支出状況は異議申立人に開示されるべきであり、データ上と実際に受給している人が異なるケースが他の自治体で現実に行っていることから鑑みても、明確に情報を管理するべきである。
- ⑤ 実施機関は弁明意見書において「異議申立人からの指摘を受け、手当の支給要件に該当した日を再調査した結果、異議申立人が支給対象児童を健康保険の扶養に入れた日である平成◆年◆月◆日と判明した」と述べているが、支給対象児童の健康保険の扶養の加入時期等については、平成○年○月○日及び同年○月○日の担当職員との面談時に説明しているはずである。
- ⑥ 「錯誤した日が平成◇年◇月◇日」であれば、本件の対象外である異議申立人の長男に対しても、平成◇年◇月◇日から平成○年○月末日までの期間において、児童扶養手当の受給要件に該当していることになり、当該期間において長男が児童扶養手当の受給要件を満たしていると実施機関が把握していたことを証明する何らかの文書を速やかに提示していただきたい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 27 年 2 月 18 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、概ね次のように主張している。

- ① 異議申立人から開示請求があった「Ⅰ 『平成○年○月末日に、児童扶養手当の受給が5年経過している旨』の発言の根拠」(以下、「Ⅰ」という。)については、児童扶養手当法第 13 条の2の規定により、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは支給額の2分の1が支給停止となる場合があるところ、手当受給者の多くが支給開始月の初日から起算して5年を経過することにより支給停止の対象となることから、通常、支給停止の制度に関する一般的な説明を行う際に「支給開始から5年経過した場合」と説明しているところであり、異議申立人に対しても、制度の一般的な説明として同様に発言したものであって、その発言の根拠は同法第 13 条の2の規定であり、Ⅰに係る個人情報には保有していない。
- ② 異議申立人から開示請求があった「Ⅱ 『平成○年○月末日に、児童扶養手当の受給要件が7年を経過している旨』の発言の根拠」(以下「Ⅱ」という。)については、先の「5年経過」との説明が誤りであったためにそれを訂正する趣旨で支給停止の制度を再度説明する際に発言したものであり、その発言の根拠は同法第 13 条の2の規定であって、Ⅱに係る個人情報は保有していないとして本件処分を行ったが、本件異議申立てを踏まえ再度検討した結果、異議申立人に係る「児童扶養手当受給資格者名簿」により支給要件該当日が平成◇年◇月◇日であることを確認したうえで、異議申立人の場合は支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経

過したときに該当する旨を説明していることから、発言の根拠となるものとして、当該名簿を開示することとする。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 児童扶養手当について

- ① 児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）の規定に基づき、父母の離婚、父又は母の死亡などの事由によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給されるものであり、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としている。
- ② 支給を受けられる者は当該児童の監護者、養育者等であり、法第 13 条の 3（平成 26 年改正前の第 13 条の 2。以下「旧第 13 条の 2」という。）の規定により、支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき（以下「5 年等満了月」という。）は、支給額の 2 分の 1 が支給停止となる場合がある。
- ③ 児童扶養手当の支給に当たっては、①のとおり、父又は母と生計を同じくしていないことが前提となるため、生計同一関係にないと解される客観的な証明として、税法上の扶養親族、住民票の分離、公共料金の負担、生活の共用部分、健康保険の扶養などの状況を総合的に勘案して判断することとなっている。

(2) 本件に係る経緯について

実施機関からの説明及び異議申立人が実施機関に提出した児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）などの見分により、当審議会が確認した本件に係る経緯は次のとおりである。

- ① 異議申立人は、自身の長女（以下「本件児童」という。）を対象とした認定請求書を平成〇年〇月〇日に提出した。認定請求書中の「監護又は養育を始めた年月日」欄には同人の自筆で「平成◇年◇月◇日」と記載され、認定請求書に添付された住民票の写しには、同日に前配偶者が転出した旨が記載されていた。
- ② 実施機関は、平成〇年〇月〇日付けで、支給要件該当日を「平成◇年◇月◇日」、支給開始月を「平成〇年〇月」、5 年等満了月を支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年経過となる「平成〇年〇月」として異議申立人の児童扶養手当を認定（以下「原認定」という。）し、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 実施機関は、異議申立人について、平成〇年〇月が 5 年等満了月となることから、平成〇年〇月〇日付けで「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を同人に発送し、〇月以降もそれまでと同様に児童扶養手当を受給するためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（以下「除外届」という。）を平成〇年〇月〇日までに提出しなければならない旨を通知した。その後、同年〇月〇日、異議申立人か

ら、除外届を提出期限内に提出できない旨の相談があったが、同人の事情では適用除外には該当せず、除外届の提出がなければ手当は減額となる旨を説明したうえで、同人に対し、同年〇月〇日付けで「児童扶養手当支給停止通知書」を発送し、同年〇月から〇月までを支給停止とする旨などを通知した。

- ④ 実施機関は、その後も異議申立人から除外届が提出されなかったことから、平成〇年〇月〇日に同人に確認の連絡をし、支給停止制度を説明するため「児童扶養手当を受給してから5年経過すると」と発言したところ、同人から「5年は経っていない。」との主張があった。このため、実施機関は異議申立人の受給状況等を確認したうえで、同日中に同人に再度連絡し、先ほどは5年経過と説明したが同人の場合は支給要件に該当してから7年経過に該当する旨を説明すると、同人から「支給要件該当日は本件児童が自分の健康保険の被扶養者となった平成◆年◆月◆日ではないのか。」との主張があった。
- ⑤ このため、実施機関が平成〇年〇月に異議申立人から提出された認定請求書及び添付書類を再度確認したところ、同人の国民健康保険被保険者証の写しに平成◆年◆月◆日付けで本件児童が同人の健康保険の被扶養者となった旨が記載されており、支給要件該当日は「平成◆年◆月◆日」が正しく、原認定の「平成◇年◇月◇日」は誤りであり、これに伴い、5年等満了月についても「平成〇年〇月」ではなく、支給開始月の初日から起算して5年となる「平成〇年〇月」であることが判明した。このため、実施機関は、同年〇月〇日及び同〇日に、これらの経緯を異議申立人に説明したが、同人は納得しなかった。
- ⑥ 実施機関は、異議申立人に対して、平成●年●月●日付けで法旧第13条の2に基づく支給停止処分を取り消す旨の一部取消通知書を発送し、支給要件に該当した日について、正しくは「平成◆年◆月◆日」で、誤った認定日である「平成◇年◇月◇日」を「錯誤した日」として通知した。そのうえで、平成〇年〇月〇日、申立人に対して一部取消しによって生じた差額分を支給した。

(3) 本件個人情報について

- ① 本件個人情報は、平成〇年〇月〇日に、実施機関が異議申立人に対し、異議申立人が受給する児童扶養手当の支給停止について説明する際に、「同手当の受給開始から5年経過している」と説明した旨、及び「同手当の受給要件該当日から7年経過している」と説明した旨の根拠となる文書である。
- ② 実施機関は、本件個人情報について、保有していないことを理由に本件処分を行っている。なお、実施機関は、本件異議申立てを踏まえ再度検討した結果、本件処分では非開示としたもののうち、Ⅱについては、異議申立人に係る「児童扶養手当受給資格者名簿」により支給要件該当日が平成◇年◇月◇日であることを確認したうえで、異議申立人の場合は支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したときに該当する旨を説明していることから、発言の根拠となるものとして、当該名簿を開示することとし、Ⅰについては制度の一般的な説明を行ったものであって、その発言の根拠は法旧第13条の2の規定であり、Ⅰに係る個人情報は保有

していないため、なお非開示を維持することが妥当であるとしている。

そこで、当審議会では、実施機関がなお非開示を維持すべきとする I について、本件個人情報の存否を検討する。

(4) 個人情報の開示請求の対象と公文書について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報であり（条例第 18 条第 1 項）、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第 2 条第 3 号）。また、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第 2 条第 2 号）。

(5) 本件個人情報の存否について

① 実施機関は、本件個人情報のうち I については、制度の一般的な説明を行ったものであって、その発言の根拠は法旧第 13 条の 2 の規定であり、説明の根拠となる個人情報は保有していないと主張する。

② 児童扶養手当の支給を受ける市民やその相談をする市民は、様々な事情や背景を抱えていることが予想されるため、本件のように一般的な説明では十分ではないケースも想定されること、本件にあつては実際に当初の「支給開始から 5 年経過」という説明が明らかな間違いであったこと、更には支給要件該当日に錯誤があり、その結果、一定の期間において異議申立人は本来受けるべき児童扶養手当を受けることができなかったことなどに鑑みると、本来は個々の状況に応じた対応をすべきところ、異議申立人に対する対応が個々の状況に合った十分なものであったかという点では疑問が残るところである。

③ しかしながら、本件に係る経緯から、本件個人情報のうち I については、一般的な制度の説明を行ったに止まるものであるとの実施機関の主張に疑いをはさむ事情は認められないため、本件個人情報を保有していないという主張は是認できるものである。

(6) 付記

条例第 13 条第 2 項では、「実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と定めており、誤った内容で個人情報が取得され、その情報が利用されると、本来受けられるべき市民サービスが受けられなくなるなど、市民生活への影響は大きいことに鑑みると、保有個人情報の正確性の確保は実施機関の重大な責務であるといえる。

本件については、そもそも実施機関が異議申立人の児童扶養手当支給要件該当日を錯誤したことに端を発しており、本来ならば支給停止処分を受けるべきでなかった異議申立人が実施機関の錯誤により同処分を受け、一定の期間において児童扶養手当が減額さ

れたことは、異議申立人の生活の安定に大きな影響を及ぼすものである。実施機関は、条例第13条第2項の趣旨及び児童扶養手当法の「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る」という立法目的を踏まえ、かかる事態を重く受け止めるべきである。

以上のことから、当審議会としては、実施機関に対し、正確性の確保をはじめとする保有個人情報の維持管理について、細心の注意を払い、適切に取り扱うよう、求めるものである。

(7) その他の主張について

なお、異議申立人は、その他にも主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|--------------------------|-----------------|
| 平成26年3月10日 | 実施機関から諮問 |
| 平成26年5月9日 | 実施機関から弁明意見書を受理 |
| 平成26年7月24日 | 異議申立人から反論意見書を受理 |
| 平成27年1月21日（第153回不服申立て部会） | 審議 |
| 平成27年2月18日（第154回不服申立て部会） | 実施機関から意見聴取及び審議 |
| 平成27年3月18日（第155回不服申立て部会） | 審議 |